五十四の三　設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第六項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の四　設備規則第四十九条の二十九第一項、第七項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

［五十五～七十二　略］

2　法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。

一　前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七から第十一号の八の二まで、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九から第十一号の十九の三まで、第十一号の二十一、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十一号から第二十二号まで、第五十一号、第五十四号及び第五十四の四に掲げる特定無線設備

［二　略］

別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

［(1)・(2)　略］

(3)　特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	
			［略］
			備設線無の号十第項一第条二第　○
			備設線無の二の号十第項一第条二第　○
			［略］
			備設線無の九十の号一十第項一第条二第　○
			備設線無の二の九十の号一十第項一第条二第　○
			備設線無の三の九十の号一十第項一第条二第　○
			［略］
			備設線無の三の十二の号一十第項一第条二第　○
			備設線無の四の十二の号一十第項一第条二第　○
			備設線無の五の十二の号一十第項一第条二第　○
			備設線無の六の十二の号一十第項一第条二第　○
			［略］
			備設線無の三の号四十五第項一第条二第　○
			備設線無の四の号四十五第項一第条二第　○

五十四の三　設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第六項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

［新設］

［五十五～七十二　同上］

2

［同上］

一　前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七から第十一号の八の二まで、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十一、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十一号から第二十二号まで、第五十一号及び第五十四号に掲げる特定無線設備

［二　同上］

別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　［同上］

［同上］

ア　［同上］

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	
			［同上］
			備設線無の号十第項一第条二第　○
			［同上］
			備設線無の九十の号一十第項一第条二第　○
			［同上］
			備設線無の三の十二の号一十第項一第条二第　○
			［同上］
			備設線無の三の号四十五第項一第条二第　○